

保津川かわまちづくり検討委員会

第3回 委員会説明資料

平成22年7月12日

保津川かわまちづくり検討委員会事務局

(京都府南丹土木事務所・亀岡市)

亀岡市景観計画(素案)の概要

基本理念

豊かな景観がはぐくむにぎわいと文化が織りなす共生のまち かめおか
 ~京の奥座敷・川下り・京野菜・鉾のにあうまちづくり~

目的
 市民・事業者・行政の協働による良好なまちづくり指針

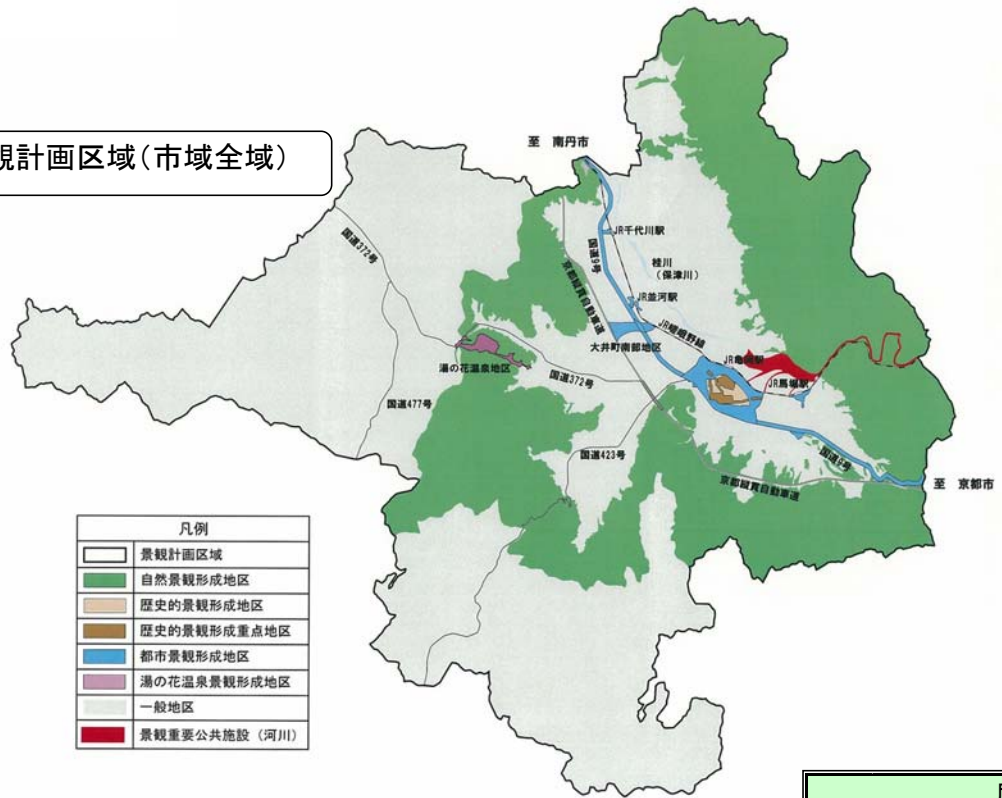
目標1
 市民財産である豊かな緑と保津川をはじめとする清流景観の保全

目標2
 亀山城址と城下町風情の保存

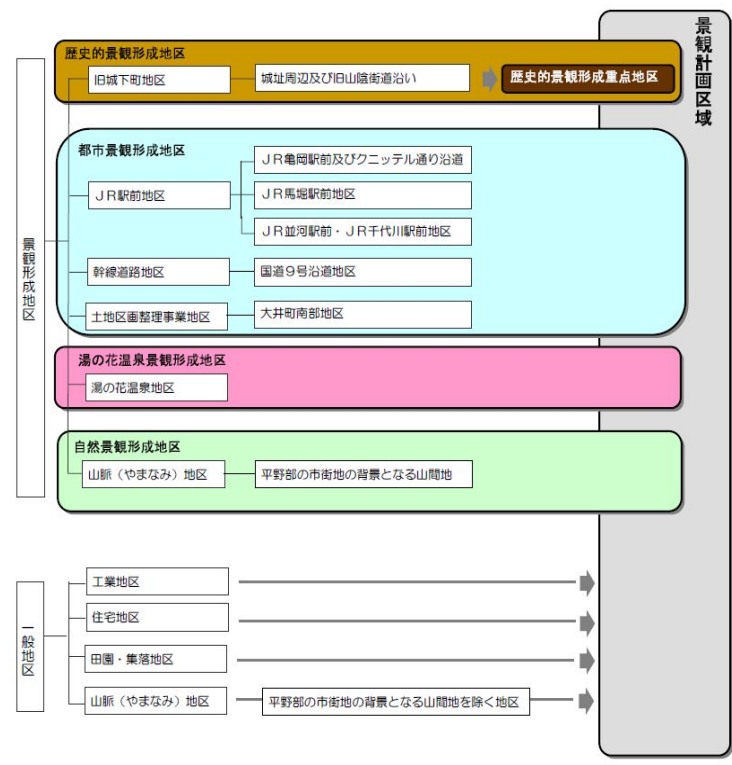
目標3
 三大観光振興支援とまち歩きの魅力発掘

目標4
 市民との協働によるまちづくり

景観計画区域(市域全域)



(亀岡市景観計画区域の構成)



届出対象

届出対象		一般地区	自然景観形成地区
対象建築物	高さ	13m超	13m超
	建築面積	1,000㎡超	200㎡超
対象工作物	擁壁	高さ及び長さ	3m超かつ30m超
		高さ	10m超
上記以外の工作物	高さ	10m超	10m超
	築造面積	500㎡超	500㎡超

主な景観形成基準

~勾配屋根を基調としたやまなみと調和したまちなみの形成~

- ・勾配屋根等の工夫
- ・外壁の色彩規制・圧迫感の軽減
- ・周辺と調和した形態意匠
- ・敷地内緑化、室外機等の目立たない工夫

一般地区(田園・集落地区)における景観形成の方針

○亀岡を特徴づける景観要素の一つである田園風景を大切にしたい景観誘導を図ります。
 ○世代やライフスタイルの変化にも自然素材や伝統的技術による建物づくりが尊重され、各地区が持つ景観資源や生活環境の保全を図ります。

自然景観形成地区における景観形成の方針

○市街地や農村集落の背景となる緑豊かな自然景観の保全を図ります。

亀岡市景観計画(素案)の概要

景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観形成に大きな役割を果たしています。そのため、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に位置付けることとします。

ついては、次の公共施設(別図に定める区域)を景観重要公共施設とします。

なお、景観重要公共施設については、地域の状況変化に応じ随時見直すこととします。

1. 道路

京都府道 亀岡園部線	枚方亀岡線	王子並河線
亀岡市道 祇園線	東堅北古世線	東堅堀端線
石塚線	西堅線	突抜線
横町堀端線	旅籠町線	呉服町線
京町線	新町中矢田線	矢田町支線
塩屋町線	柳町線	本町線
本町支線	魚屋町線	塩屋町支線
塩屋町横枕線	紺屋町加塚線	紺屋町支線
五軒町線	内丸線	追分内丸線
内丸西町線	南郷線	広小路内丸線
北古世春日坂線	馬場町線	北古世団地線
東堅北古世線	突抜東堅線	稲荷垣内線
猪ノ坂稲荷南線	湯の花温泉線	

2. 河川

一級河川 桂川(保津川)	鵜の川	西川
年谷川	雑水川	

3. 公園

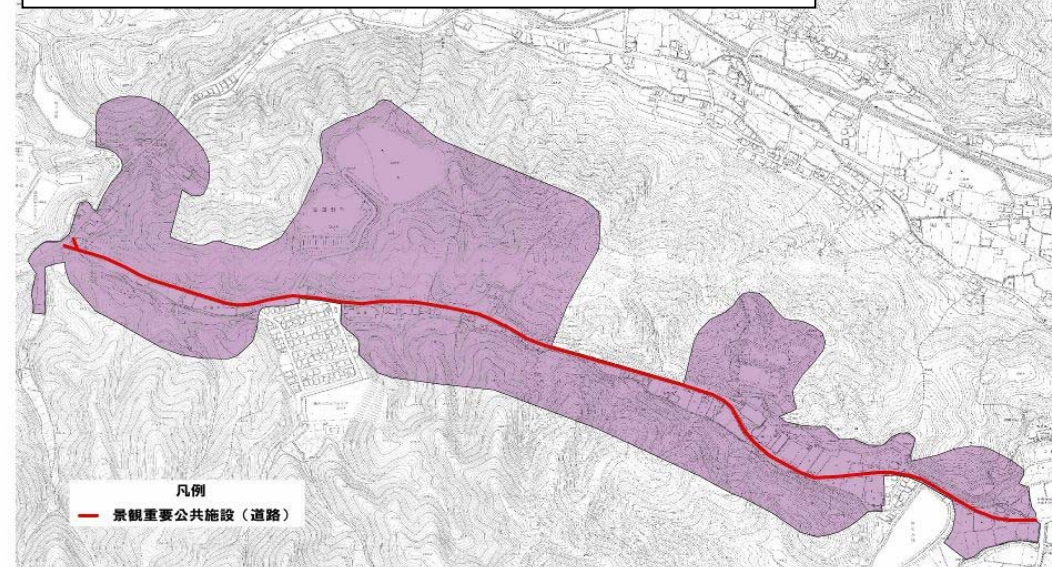
都市公園 南郷公園	古世親水公園	坂部公園
-----------	--------	------

4. 整備に関する方針

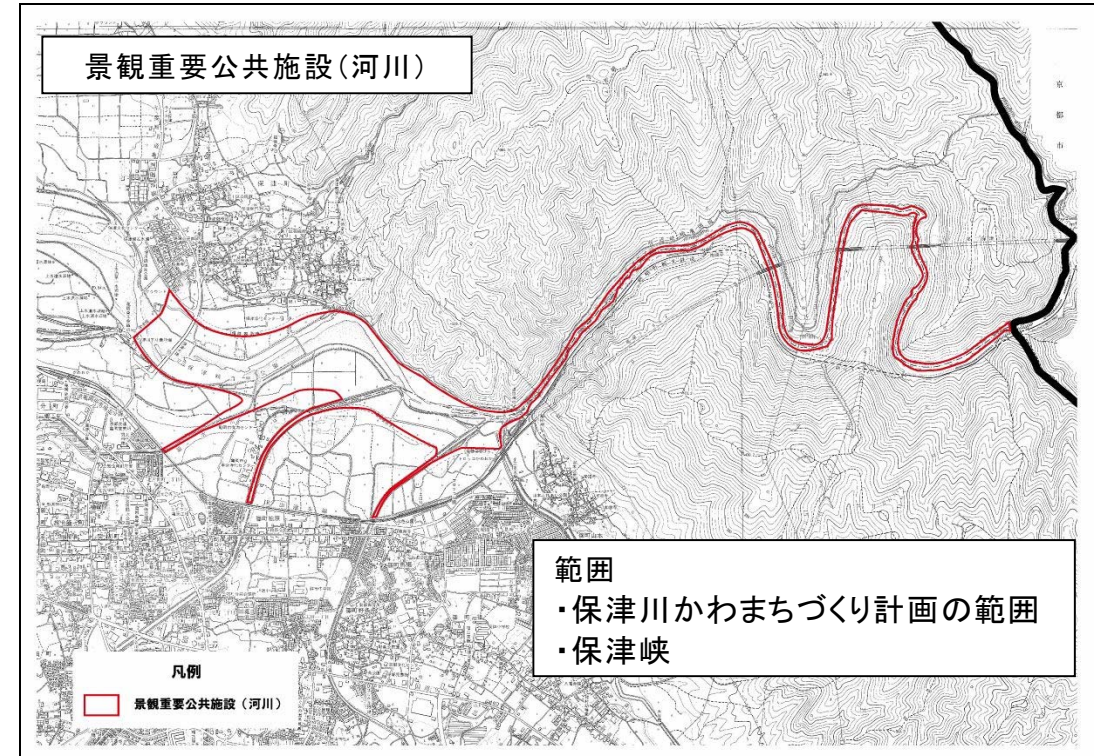
景観重要公共施設の整備に際しては、良好な景観の形成に関する方針に配慮します。

なお、河川については、良好な景観の形成に関する方針に配慮するほか、「保津川かわまちづくり計画」に基づくものとします。

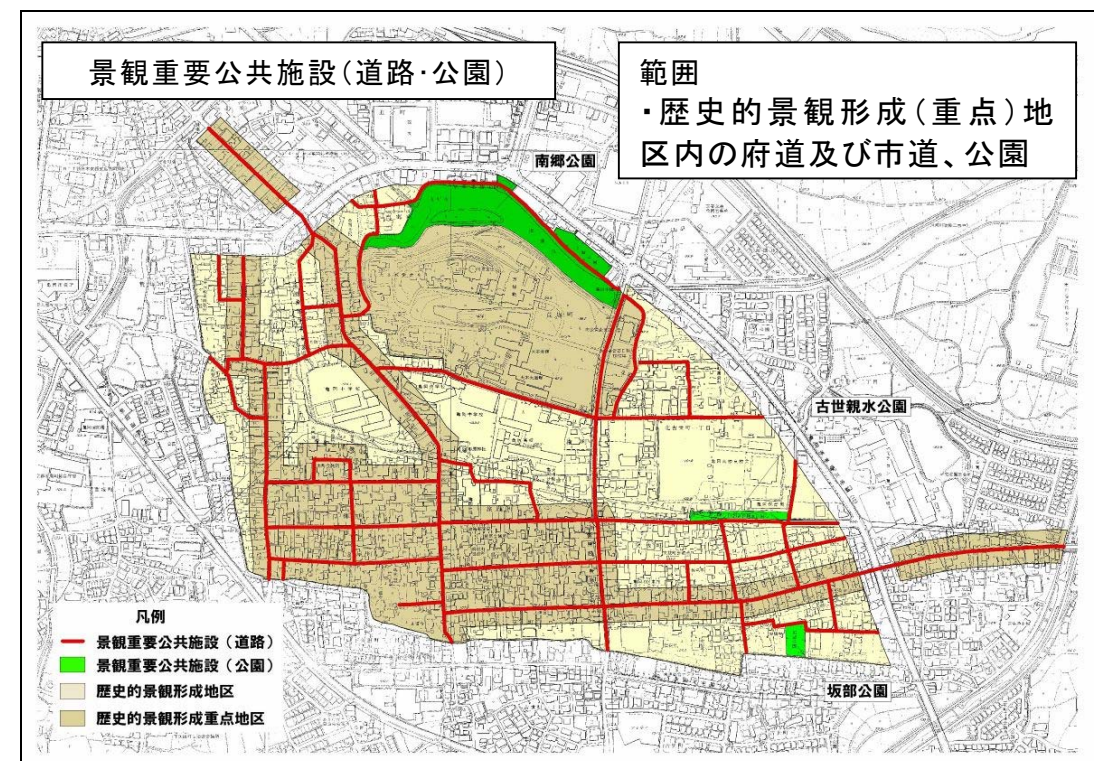
景観重要公共施設(道路)(湯の花温泉景観形成地区)



景観重要公共施設(河川)



景観重要公共施設(道路・公園)



駅北地区区画整理事業について

■事業概要

亀岡駅北地区は、駅南側から繋がる中心市街地としての機能と、商業観光などの集客施設と共存する住宅機能など、高度な土地利用計画の策定により、新しい亀岡のシンボルとなる魅力的な市街地の形成を図るものです。

- 推進体制： 亀岡駅北土地区画整理組合設立準備委員会
- 施行面積： 約14.7ha
- 根拠法令： 土地区画整理法

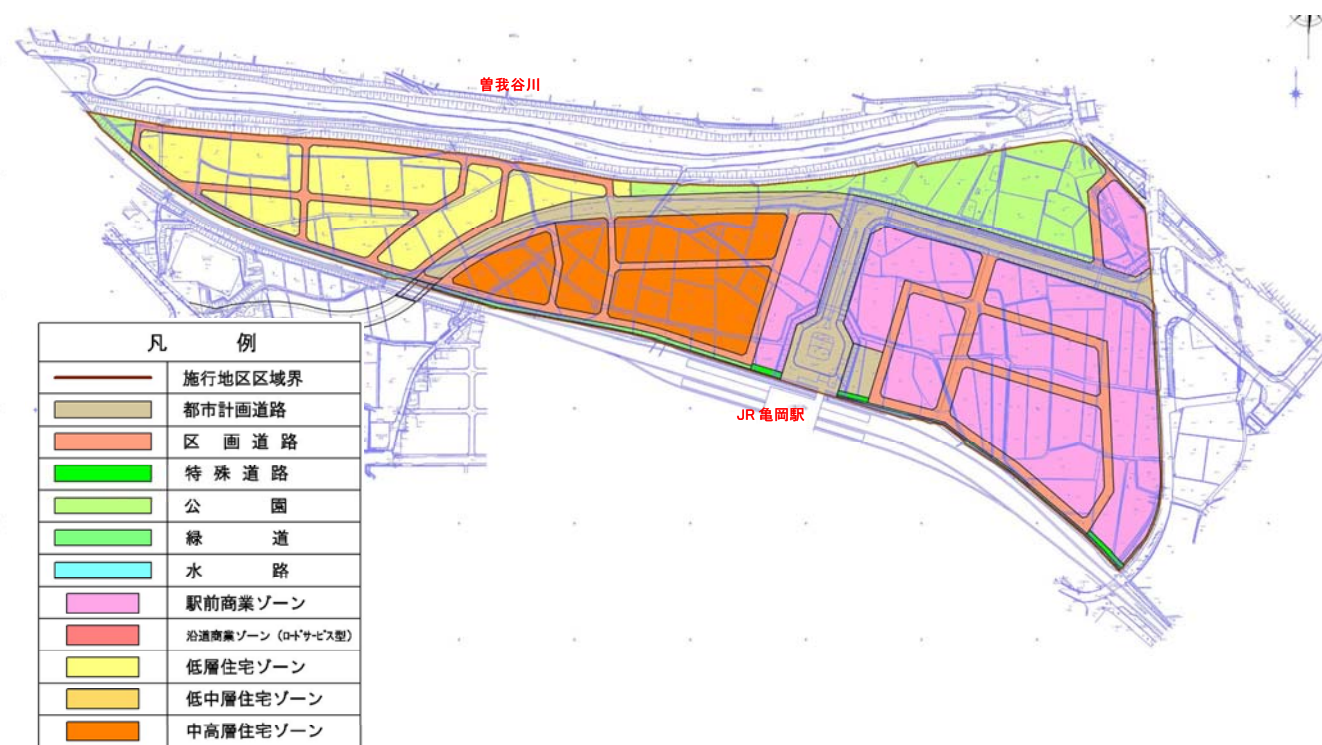
■土地利用の考え方

亀岡駅北地区は、駅南側市街地とも共存する土地利用を図るため、亀岡の文化と魅力を活かした「華やぎのまち」を創出するため、地域住民の交流拠点と亀岡に来る方々にも亀岡の魅力を感じて頂き、また観光の玄関口に相応しいまちづくりの実現に向けた検討が進められています。

■景観形成に向けた取組み

亀岡駅北地区で策定する「まちづくりのテーマ」に沿って、景観に配慮したまちづくりの実現に向けた検討が進められています。

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観形成に大きな役割を果たしています。そのため、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に位置づけることとします。なお、景観重要公共施設については、地域の状況変化に応じ随時見直すこととします。



スポーツ振興21アクションプランの概要

○名称:「亀岡市スポーツ振興21アクションプラン」

○計画期間: H19年度～H27年度(9年間)

計画の基本方針

- 市民の健康維持・増進と生きがいづくり、さらには豊かなコミュニティの形成に向け、一人一人の好みに応じたスポーツ・レクリエーションの振興を促進します。
- 豊かな自然をはじめ、まちの資源・特性を生かしたスポーツ・レクリエーション活動の場づくりを推進します。

計画の具体目標

- 市民一人一人が週3回はスポーツをするまちづくり
- 気軽に参加できるスポーツ教室の開催
- 手軽にできるニュースポーツなどの自主活動グループの育成
- 日常生活圏で安全に歩けるウォーキング運動の推進
- 総合型地域スポーツクラブの新たな設置と活動支援
- 体育指導者の研修・講習会の開催
- スポーツ指導者人材バンクの設置(生涯学習と共有)
- 情報システムによる施設空き情報の提供、予約の一元化

推進施策

スポーツ活動の推進	スポーツ施設の整備	健康スポーツの充実
①参加機会の充実 ②関連団体の育成 ③指導者の育成 ④生涯スポーツの振興 ⑤障害者スポーツの振興 ⑥高齢者スポーツの振興	①既存施設の有効利用 ② スポーツ施設の整備、充実 ③ 自然活動拠点の整備	①保健センターなどと連携 ②医事相談、栄養・メンタル指導 ③トレーニング指導の推進

保津川かわまちづくりと関連する施策

◆ スポーツ施設の整備・充実 生きがいと健康づくりの拠点として、総合運動公園のスポーツ機能などの整備・充実を検討します。	H22～24 ○有効利用を促進するため、各施設の条件整備を行う
◆ 自然活動拠点の整備 豊かな自然を効果的に生かし、自然体験のできるスポーツ活動拠点の整備を検討します。	H22～24 ○七谷川野外活動センターおよび亀岡国際広場(野鳥の森)などの整備計画案を作成する